いきいきクラブ規約

第1章総　則

第1条（名称）

この団体は星月町の地域交流クラブとして『いきいきクラブ』（以下「クラブ」）と称する

第2条（事務所）

本クラブの事務所は自治体集会所事務室におく

第2章目的及び事業

第3条（目的）

本クラブは星月町の地域交流クラブとして子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加し、スポーツなど、さまざまな活動を通して地域のコミュニケーションの場を提供し、会員相互の親睦を深めるとともに、地域住民の健康維持・増進をめざし、健康で活気ある地域づくりに寄与することを目的とする

第4条（事業）

本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

各種スポーツ・文化活動・イベント・研修会・講習会の開催

地域指導者・リーダーの育成

会員相互の親睦を深めるための活動

その他、本クラブ目的達成のために必要な事業

第3章構　成

第5条（構成員）

本クラブは、本クラブの趣旨に賛同する会員及び指導者で構成する

第6条（種目）

本クラブに下記の活動を取り入れ、それぞれ指導員をおく

健康体操

卓球

ウォーキング

クッキング

手芸

囲碁・将棋

種目については、会員の希望により増やすことができる。

第4章会　員

第7条（入会資格）

本クラブに入会できる者はクラブの目的に賛同する者とし、星月町自治会会員であること。入会後は、クラブが定める規約を遵守する

第8条（入会手続き等）

本クラブに入会を希望する者は、入会申込書（様式1号）による入会手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。入会後。申込時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更を申し出るものとする。

第9条（会員の種別）

本クラブ会員の種別は以下のとおりとする。

個人会員（子ども：小学生以上中学生以下）

個人会員（大人：高校生以上）

家族会員（同居家族）

第10条（入会金・会費）

会費は別に定める入会金・会費を所定の手続きにより納入するものとする。但し、入会金は退会に際し理由の如何を問わず返還しない。

第11条（会員資格の喪失）

会員は以下の場合、会員の資格を喪失する

会員の死亡

会員の退会

会費の納入期限をすぎ6か月以上滞納したとき

本クラブの解散

第12条（退会）

会員は別に定める退会届（様式2号）を提出し、任意に退会することができる。